

## 品川区0歳児見守り・子育てサポート事業実施要綱

制定 令和5年9月25日 要綱第174号

改正 令和5年10月31日 要綱第187号

### (目的)

第1条 この要綱は、0歳児を養育する家庭の養育者や乳児と月1回程度直接会い、不安や心配事の声掛け、見守りを行うとともに、おむつ等の育児用品を渡すことで、育児の孤立化の防止と経済的支援を行うことを目的とする。

### (対象者)

第2条 品川区0歳児見守り・子育てサポート事業（以下「本事業」という。）の対象者は、本事業の利用申請時および次条に規定する支援実施時において品川区（以下「区」という。）内に住所を有する令和5年4月1日以降に生まれた生後12カ月に達する日の前日までの乳児（以下「対象乳児」という。）および対象乳児と同一世帯に属し対象乳児を養育している者（以下「養育者」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は対象としない。

- (1) 本事業の働きかけを行ったにもかかわらず、本事業の利用申請をしない場合
- (2) 対象乳児および養育者の入院、養育者の里帰り等により、対象乳児の住民登録地に居住実態が認められない場合。ただし、養育者の一方または対象乳児が配偶者からの暴力等を理由に区内の住民登録地以外の区内の地に避難していることを区が確認できる場合は、対象とする。

### (事業内容)

第3条 区は、本事業として、次の各号に掲げる支援（以下「支援」という。）を実施する。

- (1) 対象乳児を養育する家庭への訪問による対象乳児に係る養育状況の把握
- (2) 養育者への相談支援および子育てに関する事業情報の提供
- (3) おむつ、おしり拭き用品その他の乳児を養育するために区長が必要と認める育児用品（以下「おむつ等育児用品」という。）の支給

### (見守り訪問支援員)

第4条 見守り訪問は区長が必要と認める研修を受けた者その他区長が支援を行うに当たって必要な知識および経験を有すると認める者（以下「支援員」という。）が行う。

2 支援は、支援員が養育者の家庭において対面することにより行う。

3 対象乳児については、可能な限り対面し養育状況の把握を行う。

### (支給の内容)

第5条 おむつ等育児用品については、対象乳児1人につき、1回あたり3,000円相当を限度とする。

### (利用申請)

第6条 本事業を利用しようとする者は、次に掲げる事項を提示し区長に申請しなければな

らない。

- (1) 養育者の氏名および生年月日
- (2) 養育者の住所および電話番号
- (3) 妊娠中の申請の場合は出産予定日
- (4) 出生後の申請の場合は対象乳児の氏名および生年月日  
(利用の承認の決定等)

第7条 区長は、前条の規定により申請があった場合、利用を承認することに決定したときはその結果を申請者に通知するものとする。

(事業の委託)

第8条 本事業の実施主体は区とし、本事業を実施するにあたり区が委託した事業者（以下「委託事業者」という。）が運営するものとする。

- 2 委託事業者は、本事業に従事する第4条に規定する支援員を配置し、第3条に規定する事業内容を提供できる者とする。

(支援の時期および回数)

第9条 支援は、対象乳児が生後12カ月に達する日の前日までの間に原則1月に1回実施し、前回の訪問日より2週間はあけるものとする。ただし、区長が必要と認めた場合は、この限りではない。

- 2 本事業の実施回数は対象乳児1人につき最大12回とする。
- 3 対象乳児が複数いる場合における事業の実施は、原則同日に実施するものとする。

(支援の依頼)

第10条 第7条の規定により本事業の利用を承認された者（以下「対象者」という。）が支援を受けようとするときは、委託事業者に支援を依頼するものとする。

(支援の中止)

第11条 対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、該当した日をもって支援を中止する。

- (1) 対象者に該当しなくなったとき。
- (2) その他区長が支援の継続を不相当と認めるとき。

(返還)

第12条 区長は、偽りその他不正の手段により、不正に支援を受けた者がいるときは、既に支給したおむつ等育児用品の価額に相当する額の返還を求めることができる。

(実績等の報告)

第13条 委託事業者は、本事業の実績があった月の翌月10日までに次に掲げる事項を区長に報告しなければならない。

- (1) 見守り訪問数
- (2) 支給対象品別の支給回数および支給回数順
- (3) 配達方法

- (4) 対象乳児の健康状態
- (5) 養育者の健康状態
- (6) 相談内容
- (7) 関係機関への連絡の有無（連絡有の場合の連絡先）
- (8) 見守りチェックリストの集計（管轄保健センター別）
- (9) その他訪問時に気になった事項
- (10) 年度末に見守り回数の利用率

2 委託事業者は、本事業の実施に際して、事故が生じた場合その他本事業の実施に支障を及ぼすおそれがある事態が生じた場合には、速やかにその旨を区長に報告しなければならない。

（個人情報の保護）

第 14 条 委託事業者は、区長から提供された利用者の個人情報の保管および利用に関して次の事項を順守しなければならない。

- (1) 個人情報の漏えいの防止に十分配慮すること。
- (2) 本事業の目的以外に個人情報を利用しないこと。
- (3) 個人情報を第三者に提供しないこと。

（補則）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、健康推進部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 5 年 11 月 1 日から適用する。